# NO NUKES まちの便り まちの声

非核平和自治体情報誌 2016/7/15 10号 発行: 非核の政府を求める京都の会

■京都府内の今までの非核宣言文銘版・宣言ポールの数々



## 一目 次一

望田幸男さん(非核の政府を求める京都の会代表)へのインタビュー 核兵器廃絶と脱原発をひとつに結び合わせた「新しい非核自治体宣言」を提唱 一全国一千数百の自治体に一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
非核の会内外から多くの賛同メッセージが・・・・・・・・・7 頁
連載「原発のない日本を求めて、講演行脚⑨ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
連載「NO NUKES 千秋(せんしゅう)の想い」⑩ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
入港する外国艦船提出の「非核証明書」をこの目で見た! 長谷川千秋(非核の会常任世話人、元朝日新聞大阪本社編集局長)

## 望田幸男さん(非核の政府を求める京都の会代表)へのインタビュー

## 核兵器廃絶と脱原発をひとつに結び合わせた 「新しい非核自治体宣言」を提唱

・・・全国一千数百の自治体に・・・

2011年3月11日の東日本大震災にともなう東京電力福島第一原発の 大変な事故を経験してから5年。大津地裁の決定により、史上初めて現実に動 いている原発が止まりました。さらに広島、長崎に71年前に原爆を投下した 米国のオバマ大統領が2016年5月27日、初めて広島を訪れました。20 16年は、核は軍事利用であっても「平和利用」であっても、地球環境を破壊 させ、生きとし生けるものの未来を奪うものであることをあらためて想い起こ させました。「二つの核」が注目される中、「非核の政府を求める京都の会」(代 表 望田幸男・同志社大学名誉教授)が2016年4月の第30回定期総会で、 核兵器廃絶と脱原発をひとつに結びつけた「新しい非核自治体宣言」をおこな うことを全国の1千数百の自治体の首長・議会、職員、地域住民のみなさんに 提唱しました。

全国の名高い研究者、宗教者、写真家、作曲家、ジャーナリストなどさまざ まな分野の人たちからの賛同の声が広がりはじめており、望田代表に「新宣言」 の内容、ここにいたった背景、意義を聞きました...



望田幸男

もちだ•ゆきお=1931 年生ま れ、同志社大学名誉教授、ドイ ツ近現代史、「非核の会・京 都」代表、著書に『グローバル に考え、ローカルに行動する』 (文理閣)など。

\*

#### ■「非核の会・京都」 チェルノブイリ原発事故 の年に発足して30年

\*

一定期総会が30回ということは、「非核の会・ 京都」は30年前に誕生したのですか。

望田 1986年4月26日に起こった旧ソ連の チェルノブイリ原子力発電所の大事故で日本でも 放射能が検出され、原子力汚染の恐怖が広がった その年に発足しました。

#### ■原水爆禁止運動と非核自治体宣言に軸足

一具体的には何をめざして、取り組んできたの ですか。

望田 現行の「非核自治体宣言」がその答えにな ります。すくなくない他府県と同じように、原水 爆禁止運動とともに、非核自治体宣言の運動に軸 足をおいてきました。1988年、89年には京 都府南部と府北部で「非核宣言自治体シンポジウ ム」を開催しました。また93年には運動が遅れ ていた京都府中部で集中的に取り組みました。さ らに2000年にはいってからは、国内での運動 と同時に、国際的な視野から「北東アジアに非核 兵器地帯」をメインスローガンとする意見ポスタ

-運動にも、かなりの規模で取り組みました。 こうした運動の一歩一歩は、拙著『グローバルに 考え、ローカルに行動する』(文理閣、2013年) に、府下すべての自治体の訪問記として記録され ています。

\*

\*

## ■京都市の宣言は先進的 核戦争準備と戦争協力 の事務拒否

――身近な京都市の場合を例に少し具体的に説明 してください。

「京都市の非核・平和宣言」です。 望田

#### 非核・平和都市宣言

真の恒久平和は、人類共通の念願である。 しかるに、核・軍備の拡張は依然として強まり、 世界平和、人類の生存に深刻な脅威をもたらして

我々は世界最初の核被爆国民として、核の恐ろし さ、被爆者の今なお続く苦しみをかみしめ、この 地球上に再び広島、長崎のあの惨禍をくりかえさ せてはならないと、全世界の人々に訴えるもので ある。

ここに我々は、日本国憲法に掲げられた恒久平和 の理念を日常の市民生活に生かし、子々孫々継承 するために、非核・平和都市たることを厳粛に宣言するものである。

- 1. 京都市は、非核三原則(作らず、持たず、持ち込ませず)の完全な遵守を求める。
- 1. 京都市は、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を求める。
- 1. 京都市は、核兵器及び核兵器搭載の疑いのあるものの京都市域への通過、運搬、飛来、貯蔵、 滞留を拒否する。
- 1. 京都市は、核兵器の生産、配備させない。
- 1. 京都市は、戦争に協力する事務は行わない。

昭和58年3月23日

京都市会

――今でも十分に「戦争に対する歯止め」として 輝いていますね。

望田 この京都市非核宣言は、核戦争準備に反対するにとどまらず、「戦争に協力する事務は行わない」など、今日から見ても先進的見地がもりこまれています。同様の内容の非核宣言は、他府県の諸自治体でも散見されますが、京都市非核宣言はこのあと、いくつかの自治体の非核自治体宣言のモデルになりました。

#### ■小中学生の広島・長崎訪問 「宣言」が道ひらく

――この非核自治体宣言は、「言葉」だけで終わらなかったと聞いていますが。

望田 そうです。注目すべきことは、非核自治体宣言は、そこにもられた非核平和の大道を指し示すものであっただけでなく、その自治体の非核平和の営みを具体的に方向づける拠り所となるものでした。たとえば小中学生たちの広島・長崎への訪問とか被爆者団体への補助・助成をはじめ、各種の非核平和のイベントや広報活動を意味付ける役割をも果たしたのです。

#### ■全国の自治体の9割が「非核自治体宣言」

――「非核自治体宣言」の全国的な広がりはどうですか。

望田 日本全自治体の90%に達しました。これ と関連した自治体の活動は、毎年の原水禁世界大 会とも連動して、日本の非核平和運動を世界に誇 りうるものにしてきたと思っています。ただし、 こうした非核自治体宣言も、長い年月のなかでは 「宣言倒れ」になってきている自治体もあり、そ の地域の非核平和運動としての取り組みも衰えてきているという問題も忘れてはなりません。

### ■非核平和運動に転機もたらした福島原発事故

――核兵器廃絶に向けて取り組む土台になってきたこれまでの「非核自治体宣言」の運動を、「新しい非核自治体宣言」をつくる運動へと舵を切ったきっかけは何でしょうか。

望田 2011年3月11日の東日本大震災こそが、これまでの運動のありようを考え直す重大な契機になりました。大地震に伴う福島第一原発事故の発生は、非核平和運動にとっても「激震」でした。「非核の会・京都」にとっても、また他府県のどの「非核の会」にとっても、脱原発・反原発の運動は関心の的にはなっていなかったのです。チェルノブイリ原発事故のあった1986年に発足した「非核・京都の会」でのかなり熱気をはらんだ討論のなかでさえ、そうでした。「安保条約のもとで非核の政府は可能なのか」といった問いかけがかなり議論を呼んだことは記憶に残っていますが、脱原発・反原発という根本方針は、組織・運動のメインスローガンの「非核5項目」のなかにさえ入っていなかったのです。

――「非核の会・京都」で、原発とどう向き合う かを議論しはじめたのはいつごろですか。

望田 福島第一原発事故からほどなく、2011 年4月19日、第25回定期総会がもたれ、その 閉会のあいさつで、わたしがこう発言しました。

「第二次世界大戦後、日本とドイツでは『戦後』というキーワードを軸に考えてきたが、今後は『震災後』という言葉がキーワードになっていくのではないか。大量生産・大量消費の高度経済成長を支える象徴ともいうべき原発から脱却し、原発にたよらないライフスタイルを基調とした社会への転換を図らねばならない。非核平和の運動もその一翼を担うものでありたい。25周年をそうした節目にしたいものである」。

さらに、翌2012年4月21日に、「非核の会・京都」第26回定期総会と創立25周年の記念集会に向けて、「非核の会・京都の25年――これまでとこれから」と題した一文を「ニュース」153号に寄せました。その中で「非核の会・京都」創立の1986年はチェルノブイリ原発事故の年であったことに触れ、ドイツではチェルノブ

イリが脱原発運動の大いなるターニング・ポイントとなったのを想い起こしました。そして「原発のない日本」をどう 構築していくか問題提起をしました。

## ■「核兵器のない世界」と「原発のない 日本」をかかげ「意見ポスター」運動

――具体的には、どんな取り組みをしたのですか。

望田 「非核の会・京都」は、2011年9月には「意見ポスター運動」を設定しました。「核兵器のない世界」への願いと「原発のない日本」の声を、あたかも楕円の二つの焦点のように、ともに推進すべきものとして掲げました。この意見ポスター運動は、団体賛同以外に個人賛同者が769人にも達し、京都新聞、朝日新聞、毎日新聞など地方紙も全国紙も大きく報道しました。「京都民報」「しんぶん赤旗」の報道を加えると、京都のほとんどの家庭にこの運動が伝えられたのではないかと思っています。「非核の会・京都」の運動が、いわば「普通の市民運動」の一つとして認知されはじめたと言えるでしょう。

## ■脱原発 再生可能エネルギーに取り組む人たち に応援歌

――普通の市民の間でも、「原子力発電所」でなく 「核発電所」と言うべきだなど、原発の本質を見 抜いたうえでの不安や懸念、疑問がではじめました。

望田 「原発なくせ!」「原発の再稼動反対!」の 国民的うねりが全国的な広がりを見せています。 京都府下の自治体でも原発からの脱却を求める意 見書、再生可能エネルギーの導入を求める意見書、 原発再稼働には慎重な対応を求める意見書などが、 2011年から12年にかけて27自治体のうち 23自治体で採択されました。「非核の会・京都」 は、こうした自治体の動きを促進し同時に、脱原 発に向けての取り組みが「地域経済おこし」と連 動することを願って、非核平和自治体情報誌『NO NUKES まちの便り、まちの声』を年4回程度のメ ドで発行することにしました。脱原発にむけて自 然再生エネルギーへの挑戦を試みる自治体や団 体・個人の動きを紹介し、激励しています。

---2014年4月19日の「非核の会・京都」 第28回定期総会に合わせておこなわれた公開シ



ンポジウム「再生可能エネルギーに取り組む人び と――体験と課題」は、この方向に沿った企画だったのですね。

望田 龍谷大学政策学部の白石克孝教授(地域再生学専攻)をコーディネーターにおこなわれたシンポジウムには、竹バイオマス発電に取り組む小西正樹さん(宮津市役所環境政策係長)、市民共同太陽発電所の大西啓子さん(きょうとグリーンファンド事務局長)、太陽光発電に取り組む藤原誉さん(美山町田歌舎代表)、小水力発電に取り組む足立善彦さん(伏見工業高校教頭、レトロモダンな暮らしの中に節電・脱原発を願う黒木順子さん(「非核の会・京都」常任世話人)の5人が顔を揃えました。

白石教授は、「大切なこと」として「地域に住む人、地域のことを大切に思う人、そして行政がともに地域のエネルギー政策を持つことです。外来型の事業者による施設では、地域は土地と資源を提供するだけで、地域の再生・再活性化には繋がらないという危惧があります」と指摘しました。

## ■「地域の自然再生エネルギーは地域のために」 地方条例貫く鮮明な哲学

――この白石教授の指摘の大切さに共感してさっ そく動き出したと聞いています。

望田 白石教授の紹介で、2014年5月9日に、 自然再生エネルギー基本条例を制定(2012年 9月)している滋賀県湖南市を訪問し、谷畑英吾 市長からお話をうかがいました。

――湖南市の「地域自然エネルギー基本条例」の どこに注目したのですか。

望田 二点あります。一つは、「地域における自然 エネルギーは、地域固有の資源であるという見地 から、地域社会の持続的な発展に役立てる」。二つ目は、「地域に存在する自然エネルギーは、地域に根ざした主体(市在住の市民・企業を指す)が、地域の発展に資するように活用するものとする」。ここには自然再生エネルギーの推進と地域循環型経済を連動させていこうとする姿勢を、まさに一個の政治哲学を鮮明に読み取ることができます。湖南市につづいて、愛知県新城市、長野県飯田市、高知県土佐市、兵庫県洲本市などが相次いで条例を制定していることもわかりました。京都は、こうした点で自治体側も運動側も課題を残していると言わざるをえません。

# ■「京都府は脱原発・非核自治体宣言を!」 新たに掲げたスローガン

― 2014年秋から、「意見ポスター運動」をさらに広め、深めるために新たに掲げたスローガンに、この想いが込められているのですね。

**望田** スローガンの一つの柱が<私たちの願い> です。

- ○核兵器禁止条約の締結交渉を!
- ○平和と友好の北東アジア地域共同体を!
- ○原発再稼動を止め、自然再生エネルギーの推 進を!
- ○京都府脱原発・非核自治体宣言を! もうひとつの柱は、<だれにでもできる「非核・ 脱原発」の運動>
  - ○ひとりでも多くの人に、このポスターを!
  - ○「核兵器全面禁止のアピール」署名を!
  - ○節電は脱原発の心意気!

#### ■脱原発包み込んだ非核宣言の必要性 痛感

――なぜ、いま、「新しい非核自治体宣言」が必要なのかわかりました。

望田 運動の経過と議論の積み重ねのうえに、脱原発に触れていないこれまでの非核自治体宣言に代わって、脱原発をも包み込んだ新しい非核自治体宣言を提唱する必要性を痛感するようになったのです。この問題意識を明確に抱き始めたころ、福島原発事故のあとに打ち出された非核自治体宣言のなかに、わたしの目を引き付けるいくつかの宣言があったのです。とりわけ東京都多摩市の宣言です。

#### ■多摩市の非核平和都市宣言 「新しい非核自治

#### 体宣言」のモデル

――多摩市の非核自治体宣言と特徴をあげてください。

望田 全文を熟読していただきたいのです。

### 多摩市非核平和都市宣言

多摩市は、この緑豊かな土地に生まれ育ち、あるいは全国各地から夢と希望を持った、多くの人たちが集まってきたまちです。私たちは、太陽の光あふれるこの多摩市で、穏やかな日々の生活を平和だと感じて暮らしています。

この暮らしの中で、いつしか広島・長崎の記憶が薄れつつあり、世界には今もたくさんの核兵器が存在すると知りながら、平和は失われやすいことを忘れかけていました。

平成23年3月の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に、私たちは多くのことを学びました。自然の力に対する謙虚さを忘れ、人間の科学技術を過信していたこと、安全と言われていた原子力発電所から、ひとたび事故が起これば大量の放射線物質が拡散され、大事に育て築いてきたものが、たちまち奪われることを。

私たちは、人と人との絆を大切にし、原子力に 代わる、人と環境に優しいエネルギーを大事に していきます。そして、戦争がなく、放射能被 害のない平和な世界に向けて、みんなが笑顔で、 多様ないのちがにぎわうまちを、多摩市から実 現していきます。

現在、そして未来の子どもたちに戦争の悲劇と 平和の大切さを伝え、他の都市とともに世界の 人々と手をたずさえて、全ての核兵器の廃絶と 平和な社会を求めるために、ここに多摩市が非 核平和都市であることを宣言します。

平成23年10月24日

望田 このインタビューの最初のところで紹介した京都市非核宣言と読み比べてみてください。多摩市の宣言には、福島原発事故という国民的体験をくぐりぬけ生まれた新たな国民意識と、事故前の国民意識との変貌が鮮やかに投影しているには間違いありません。多摩市非核平和宣言を「新しい非核自治体宣言」のひとつのモデルと考えるのも自然でしょう。

## ■市民・機関の声に真剣に耳を傾ける 「新しい 宣言」制定手法でも手本に

一多摩市の関係者と直接会って、宣言について

意見を交換したことはあるのですか。

望田 「非核の会・京都」の仲間たちと2015年12月17日、多摩市を訪れ、阿部裕行市長から長時間、話を聞きました。二つの重要な事実を知ることができました。

第一は、多摩市の非核平和宣言が脱原発を基軸 に置くようになった動機です。阿部市長は福島原 発事故が起こる前から宣言を発する構想を練って おられたが、そうしたさなかに福島第一原発事故 が発生しました。そして放射能の被害が伝わるや、 教育長名で「小中学生や保育園児の外出にはマス クと長袖シャツを着用するように」との通達をだ すという、機敏さと判断力を発揮していました。 しかし、阿部市長を困惑させたのは、東京電力に よって突如としておこなわれた6回にわたる「計 画停電」だった。そのたびに市民や医療機関の困 惑と怒りの的は市当局に殺到した。こうして市長 も市職員も、東北の一角にある原発の事故災害が、 東京の一都市に襲いかかる事態を体験しました。 多摩市の非核平和宣言にはその想いが全編を貫い ています。

第二に伝えたいことは、この宣言の策定過程です。次のような段取りとプロセスを通じておこなわれたのです。

- (1) まず宣言の作成にあたり市民の意見をアンケート調査している。
- (2) その結果を市民懇談会に提示し、宣言の案文作成してもらっている。
- (3) さらに、その案文をもとにして市としての素案を決定した。
- (4) その素案を市議会の審議にかけている。
- (5) 最後に市制40周年記念式典で、宣言の発表をおこなった。

一市民の声を真剣に、広く耳を傾けることからはじめています。重要なことをすすめるときの「公開性」と「透明性」の鉄則を見事に貫いていますね。

望田 市当局や市議会だけで宣言文を策定するのではなく、市民やしかるべき機関の声を聴くシステムを用意したのです。このことに感動しない人がいるでしょうか。大震災と原発事故という未曾有の体験に対応した「新しい非核自治体宣言」に、まさにふさわしい制定手法ではないでしょうか。

## ■新しい宣言は「核兵器のない世界」・「非核日本」 と「原発のない日本」

一「非核の会・京都」の 第30回定期総会で決議 した「新しい非核自治体宣 言」を説明してください。

望田 「非核の会・京都」 の役員会や事務局会議の 討議や実践を通じて、「核



兵器のない世界」と「非核日本」とともに、「原発のない日本」を唱道する「新しい非核自治体宣言」 運動を全国に提唱する決意と覚悟を固めました。

「新しい明日」を拓く重要な「宣言」ですので、 一行一行読んでいただきたいとの願いを込めると ともに、記録として残すためにも全文を紹介します。

## 私たちは「新しい非核自治体宣言」を提唱します

非核の政府を求める京都の会

#### これまでの非核自治体宣言の意義

1980年代中頃から、核兵器の廃絶と非核三原則(核兵器をつくらず、もたず、もちこませず)の遵守の二点を宣言文の柱として、各地の自治体の議会や首長によって「非核自治体宣言」がおこなわれてきました。

これは国際的な運動の一環としても取り組まれ、日本では今日までに90%に及ぶ自治体が宣言しております。それらの自治体では、この宣言と呼応して、毎年、小中高生徒の広島・長崎訪問や被ばく者団体の活動への支援、各種の非核平和のイベントや広報活動がおこなわれてきました。こうした自治体の具体的な取り組みは、原水爆禁止世界大会とも連動して、日本の非核平和運動を、世界に誇りうるものにしています。

# 2011年の福島原発事故にともなう国民意識の大きな変化

2011年3月11日の東日本大震災にともなう東京電力福島第一原発事故から、私たち国民は多くのことを痛切に学びました。ひとたび原発に事故が起これば、大量の放射性物質の拡散によって甚大な被害がもたらされることを思い知らされました。それまでは原子力の平和利用の名のもとに、自然の力に対する謙虚さをおざなりにし、科学技術を過信し、生活の豊かさや便利さをひたすら追い求めるライフスタイルを良しとしてきました。

福島原発事故は、このような意識やライフスタイルに対する痛苦の反省を生み出すとともに、同時に「原発の安全神話」を推進していた政府・電力会社への厳しい批判の声をもたらしました。

このことは、核兵器廃絶をめざす非核平和の運動にも新たな問題を投げかけ、核兵器だけでなく原発に対峙することが迫られるようになりました。いくつかの自治体では、すでに先覚的な取り組みに着手しつつあります。そこでは、これまでの非核自治体宣言の枠組みを広げて、「新しい非核自治体宣言」が発せられるようになりました。

#### 「新しい非核自治体宣言」の胎動

その「新しい非核自治体宣言」は、核兵器の廃絶や非核三原則の遵守というこれまでの宣伝内容を継承するとともに、脱原発を願い、自然や環境にやさしい再生可能エネルギーの推進などで、新しいライフスタイルの追求を呼びかけています。すでに東京都多摩市をはじめ、埼玉県鶴ヶ島市、岐阜県本巣市、茨城県かすみがうら市などにおります。これらの宣言を熟読しますといまが発いれております。これらの宣言を熟読しますといまが発いれております。これらの宣言を熟読しますといまが発いれます。そこには現代のあり方、つまがときる人間の心と文明・文化のあり方、人間と自然の新たな関係、産業や科学技術の新たなあり方までも考

えていこうという想いがこめられています。その 事例とて多摩市の新しい非核自治体宣言の一節を 紹介します。

「私たちは人と人との絆を大切にし、原子力に 代わる、人と環境に優しいエネルギーを大事にし ていきます。そして、戦争がなく、放射能被害の ない平和な世界に向けて、みんなが笑顔で、多様 ないのちがにぎわうまちを、多摩市から実現して いきます!。

#### 「新しい非核自治体宣言」の提唱

私たち「非核の政府を求める京都の会」は、これまで30年にわたって、非核自治体宣言運動に取り組んでまいりましたが、ここに福島原発事故後の国民意識の大きな変化に見合った、そして核兵器廃絶と脱原発をひとつに結び合わせた「新しい非核自治体宣言」を行うことを、全国一千数百の自治体の首長・議会、議員の皆さん、そして地域住民の皆さんに提唱いたします。

(聞き手:新妻義輔/非核の政府を求める京都の会常任世話人、元朝日新聞大阪本社編集局長)



## 非核の会内外から多くの賛同メッセージが!

4月の定期総会以降、「新しい非核自治体宣言」の提唱についてご意見を求めたところ、脱原発をめざす首長会議の上原公子さんや反核法律家協会の会長・事務局長さんなど著名な方から賛同メッセージが寄せられました。 次号にメッセージの紹介をしますが、今号ではお名前の紹介だけに。(※敬称略。7月8日受領分まで)

鰺坂 真 (関西大学名誉教授)

安斎育郎(立命館大学名誉教授、立命館大学国際平和ミューシア ム名誉館長)

池内 了(総合研究大学院大学名誉教授)

池辺晋一郎 (作曲家)

岩井忠熊(立命館大学名誉教授、前非核の会京都代表)

上原公子(脱原発をめざす首長会議事務局長、元国立市長)

浦田賢治 (早稲田大学名誉教授)

大久保賢一(日本反核法律家協会事務局長、弁護士)

大石芳野 (写真家)

大江真道 (日本聖公会司祭)

大矢正人 (長崎総合科学大学名誉教授)

岡野八代(同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究 科教授)

尾崎望(京都民主医療機関連合会会長)

尾崎芳治 (京都大学名誉教授)

小畑哲雄 (原爆展ほりおこしの会共同代表)

草川八重子 (作家)

佐々木猛也(弁護士、日本反核法律家協会会長)

佐野潤一郎(元創価大学非常勤講師)

シュペネマン・クラウス(同志社大学名誉教授)

新船海三郎(文芸評論家、季刊『季論21』編集代表)

隅井孝雄 (ジャーナリスト・メディアアナリスト)

宗川吉汪(日本科学者会議京都支部代表幹事)

たかだ りゅうじ (作曲家)

高橋博子(明治学院大学国際平和研究所)

竹本修三(京都大学名誉教授、大飯原発差止京都訴訟原告団長)

田中 正(京都大学名誉教授/物理学)

畑田重夫(国際政治学者)

藤岡 惇(立命館大学特任教授)

藤原辰史(京大人文科研准教授、「自由と平和のための京大 有志の会」発起人)

松岡健一(岡山・水島協同病院名誉院長)

宮城泰年(本山修験宗管長)

森 英樹(名古屋大学名誉教授•日本民主法律家協会理事長)

山下正寿(「ビキニ被災検証会」事務局長)

若尾祐司 (名古屋大学名誉教授)

渡辺信夫(渡辺地域経営研究所

### 連載:原発のない日本を求めて、講演行脚⑨

## 原発規制の形骸化一高まる事故の危険性 一住民の安全もルールも蹴散らす再稼働ー

市川章人(元京都府立高校教諭)

#### ■問われる司法の正義一正反対の2つの決定

3月9日大津地裁が運転中の高浜原発3、4号機運転差止の画期的な仮処分を決め、新規制基準に合格しても安全ではないと厳しく批判した。

長年、日本の原発では国際原子力機関が定めた5 層の多重防護のうち第4層(過酷事故対策)と第5 層(住民の避難計画)を無視してきた。

2012 年新規制基準で過酷事故対策を加えたものの徹底は避けた。その典型が、融けた燃料を耐熱皿に受け効果的に冷やして事故の拡大を防ぐコアキャッチャーの設置規定がないことである。

避難計画は、3.11以後も原発稼働と切り離したままである。大津地裁はその不合理性を指摘し、「避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準を策定すべき信義則上の義務」が国にあると批判し、さらに「国家主導での具体的で可視的な避難計画」の必要性を説いた。

一方、4月6日福岡高裁宮崎支部が川内原発運転 差止の住民の訴えを退け、次のように、大津地裁 と正反対で道理にそむく乱暴な判断をした。

「原発事故災害が重大かつ深刻でも、絶対的な 安全性確保の要求は社会通念ではない」と福島の 惨禍を無視し、リスクを幾つも認めつつ「新規制 基準は極めて高度の合理性を有する」と評価した。

噴火予測可能とする火山評価ガイドを不合理と認めつつ「破局的噴火は低頻度で、通常の建築規制では社会通念上無視する」ので、原発でも無視してよいという。「避難計画に合理性や実効性がなくても」計画が一応あるから「人格権侵害のおそれはない」というに至っては唖然とする。

#### ■古い原子炉はもろく、新品でも壊れる蒸気発生器

原発では圧力容器が中性子を浴びて脆くなる特徴があり、長く使うほど急激な温度変化や打撃でガラスのように割れる温度が上がる。高浜 1 号機(41 年経過)は 99℃で、緊急炉心冷却装置が働いて冷水を注げば割れる危険性が非常に高い。

また、加圧水型原子炉では蒸気発生器の伝熱細管の束が水流や沸騰で激しく揺れる。この振動で、

1991 年に美浜 2 号機で細管が切断。2012 年にはサンオノフレ原発(米)で細管同士がぶつかり壊れた。これは三菱重工製の新品の蒸気発生器に交換後1年余の事故で、2、3 号機が廃炉となった。

高浜原発を含め日本の加圧水型はすべて三菱重 工製であり、同じ様な事故の危険性がある

## ■老朽原発延長へ脱法的審査一例外をひな型へ

老朽原発の「40 年廃炉ルール」には、特別審査を経て最大20年延長できる「例外」がある。高浜1,2号機は認可期限が7月7日なので、規制委員会は、他原発の終了間近の審査を止めて最優先で審査し、しかも、次のように重要な設備で審査の手抜きまでして、6月20日に認可した。

関西電力は、地震動で設備が受ける力を計算した時、従来手法では許容値を超える個所を発見。 そこで許容値以下になるように計算モデルを変更した。すると、大掛かりな振動・打撃実験でモデル変更の妥当性を検証しなければならない。

それでは期限に遅れるため、規制委員会が助け船を出し、検証実験を後に回した。肝心かなめの耐震性を確認しない工事計画の認可であり、しかも、後の実験で許容値を超えても認可は取消さず、追加工事で可とする二重のルール破りである。

他にもある。高浜 1、2 号機の全長 1300km に及ぶ 古くて火災に弱い電気ケーブルの防火対策も、交 換でなく、ケースでおおうだけで認めた。

老朽原発規制は形骸化し、「例外」が「ひな型」にすり替わる。地震がなくても事故の危険性は極めて高い。危険を避けるには廃炉しかない。

(当会常任世話人)



耐震実験(振動台上の原子炉停止時冷却系)多度津工学試験所の資料より

## 連載: NO NUKES 千秋の想い10

## 「非核神戸方式」41年、 積み重ねてきた「動かぬ証拠」 入港する外国艦船提出の 「非核証明書」をこの目で見た!

長谷川千秋 (元朝日新聞大阪本社編集局長)

被爆国日本の国是である非核3原則の1つ「持ち込ませず」原則を、自治体レベルで具現した「非核神戸方式」により、神戸港に入港を申し出る外国艦船に同市が提出させてきた「非核証明書」とはどんなものか見てみたいと、かねてから思っていました。

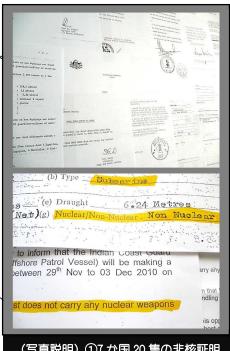
2014年9月22日の真夜中に毎日放送(MBS)が放映した優れたドキュメンタリー番組「映像`14 知られざる最前線一神戸が担ってきた『日米同盟』」の1場面で、それが出てきたのです。「証明書の撮影が初めて認められました」とのナレーションとともに、職員によって机上に並べられていく何枚もの「非核証明書」。文言も大写しされます。同じジャーナリストだったものとして思いはつのりました。

原水爆禁止兵庫県協議会(兵庫県原水協)の梶本 修史事務局長から実物のコピーをワンセット、ご提 供いただくことができました。実は兵庫県原水協も、 この映像にショックを受けたのだそうです。これま で市民団体側も公開を要求してきたのですが、「過 去分は廃棄した。商業船と同じ扱いで、保管期間は 5年だから」と説明されてきたのです。実はちゃん と保管されていたことが判明。市に抗議し、一式公 開させたとのことでした。

「非核神戸方式」は、日米間の核兵器持ち込み密約疑惑に対する世論の反発を背景に、1975年3月の神戸市議会で採択された「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づき、当時の宮崎辰雄市長(故人)が打ち出した地方自治体としての非核政策で、以来、今日まで続いてきました。兵庫県原水協に市が提供したのは、1975年のカナダ駆逐艦から2010年のインド巡視船まで7か国20隻分。大半はA4形式の1枚もので、在外公館責任者らのサインがある神戸市長あて文書。書式に決まりはありませんが、写真のように文章のどこかに必ず「does not carry any nuclear weapons」などと「非核」をうたっていました。今年5月にはオーストラリアの潜水艦

が入港、市は 非核証明書を 出させました。

これまでの 証明書をつら つら眺めるう ちに「非核神 戸方式」のと んでもないパ ワーに気づき ます。アメリカ の艦船のもの が1枚もない のです。同原 水協調べでは、 神戸港以外の 一般港には 1975-2014年 に米艦船は59 港に 779 回も



(写真説明) ①7 か国 20 隻の非核証明書(コピー) ②英語や仏語で「非核」の文言(黄色のマークは筆者による)

入港、神戸港もかつては年間 100 回以上がざらだったのですが、「非核証明書」提出を義務付けて以降、1 隻も寄港しなくなったのです。同国の「核兵器の存在は肯定も否定もしない(NCND)」政策に抵触するからです。ここに「非核神戸方式」の神髄があります。

日米間の核の歴史は「核隠し」の歴史でした。秘 密保護法の制定、日米新ガイドラインの締結、戦争法 の強行制定と、日米同盟強化に突き進む安倍晋三政 権のもとで「非核神戸方式」も新たな試練が待ち受 けています。神戸市に任せずに私たち市民もまず 「非核証明書」の現物を確かめ議論の輪を広げませ んか。2016年3月開催の非核「神戸方式」決議41 周年記念のつどいで同集会実行委員会は、配布資料 集に公開された「非核証明書」すべてを縮小コピー で収録しました。大事な取り組みだったと思います。 情報公開は力です。できればデジタルデータ化してイ ンターネットで国際発信できるようにしてはいかが でしょう。当会も事務局に実物コピー1 式と 2014 年の毎日放送ドキュメンタリーの DVD を保管し、学習 会などでの活用に供します。 (当会常任世話人)

## 

●非常勤で週2時間高校生に物理を教えている。総じて学習に集中せず、反応も控えめ、何を思っているかよくわからない。ところが、期末テストの返却時「この数年で初めて百点の人がでた」と言うと拍手が起きた。嬉しくなった。(市川)

編集・発行:非核の政府を求める京都の会 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町 4-13 教育会館別館 1 階 Tel・Fax: 075-771-0729 Mail: hikaku-kyoto@nifty.com ホームページ http://homepage2.nifty.com/hikaku-kyoto/